

科学研究費助成事業（科学研究費補助金）研究成果報告書

平成25年6月20日現在

機関番号：55301

研究種目：基盤研究（C）

研究期間：2010年度～2012年度

課題番号：22530043

 研究課題名（和文） 武力紛争に際しての「生命に対する権利」の裁判規範性
 —イギリス司法を素材として—

 研究課題名（英文） The judicial law of the Right to Life in Armed Conflict
 —the cases of British Courts—

研究代表者

大田 肇 (OTA HAJIME)

津山工業高等専門学校・一般科目・教授

研究者番号：30203798

研究成果の概要（和文）：イギリス軍のイラク戦争・占領におけるイラク人虐殺事件に関し、その遺族が、イギリス国防省を相手取って、イギリスの国内裁判所の訴訟を起こした。遺族の主張の法的根拠は、ヨーロッパ人権条約及び1998年人権法の中の「生命に対する権利」であった。この主張を、国内裁判所は、人権条約の適用範囲から外れるとして斥けた。しかしながら、ヨーロッパ人権裁判所は、管轄権の例外にあてはまるとして、その適用を認めた。この判決は、他の類似の事件の判断にも影響を及ぼしている。

研究成果の概要（英文）：The relatives of dead Iraqis who were killed by British Armed Forces during Iraq War and Occupation applied for an order of judicial review against the Secretary of State of Defence in the U.K. Courts. They argued the breach of the Right to Life included in the European Convention of Human Rights and the Human Rights Act 1998. The U.K. Courts denied their arguments, but the European Court of Human Rights accepted them. The judgment has influence on the decisions of similar cases.

交付決定額

（金額単位：円）

	直接経費	間接経費	合計
2010年度	1,200,000円	360,000円	1,560,000円
2011年度	1,000,000円	300,000円	1,300,000円
2012年度	1,000,000円	300,000円	1,300,000円
総計	3,200,000円	960,000円	4,160,000円

研究分野：社会科学

科研費の分科・細目：法学・公法学

キーワード：生命に対する権利、ヨーロッパ人権条約、国際人権法、イギリス1998年人権法

1. 研究開始当初の背景

(1) 日本の戦後の公法学において、その軍事に関する法規の研究は低調だったし、その国際法学においても、武力紛争に関する法規の研究には「空白期」が存在していた。

(2) しかし国際的な研究においては、国際人道法と国際人権法との区別が希薄化する傾向に有り、その後者の適用範囲の拡大化に関する議論が活発化している。

(3) 特に、人権保障において先駆的な成果を

生みだしていると評価されているヨーロッパ人権条約およびそれを担保すべく設立されたヨーロッパ人権裁判所の判決が、注目を集めている。それらの判決には、「生命に対する権利」（ヨーロッパ人権条約第 2 条第 1 項）に関する訴訟も含まれている。

2. 研究の目的

(1) 国際人権研究において、「生命に対する権利」は基本的人権の中でも最重要な人権であると主張されているが、その司法における裁判規範性を、相対する価値の最高度の緊張関係を生じさせるとされる武力紛争に関連させて、分析・検討する。

(2) 「生命に対する権利」を、国際人権法、国際人道法、ヨーロッパ人権条約、イギリス 1998 年人権法などでの位置づけを整理し、これらの法の間での対立・補完・重複などの関係の整理・統合を試みる。

(3) 21 世紀において、第 2 次イラク戦争、アフガン戦争などに参戦し、戦場・占領地において、多くの「生命に対する権利」侵害事件を生じさせたイギリスは、ヨーロッパ人権条約の締約国であり、かつその内容を取り込んだ 1998 年人権法を国内法として有する国である。したがって、イギリス軍隊が関わる「生命に対する権利」侵害事件は、イギリス国内裁判所において審理され、さらにヨーロッパ人権裁判所においても審理される。イギリス司法と地域的条約（及びその裁判所）との関係を検討するための、1 つの素材を提供する。

3. 研究の方法

(1) イラク占領に際し、イギリス軍が犯したイラク市民虐待事件として、訴訟に持ち込まれた最初のものが、Al-Skeini 事件である。虐殺されたイラク市民の遺族の訴えは、2007 年 6 月のイギリス貴族院判決において却けられたが、2011 年 7 月のヨーロッパ人権裁判所は、それを認める判決を下した。この 2 つの判決を比較しながら、特に「生命に対する権利」の手続的保障である「公的調査」を巡る議論を分析・検討していく。また、この虐殺事件に関わった将校・兵士を裁いた軍法会議との比較も重要である。

(2) 同じくイラク戦争・占領に際し、その過酷な環境のために病死したイギリス兵の遺族が起こした訴訟 Smith 事件がある。2010 年 6 月、イギリス貴族院判決において却けられ、現在ヨーロッパ人権裁判所において審理中である。Al-Skeini 事件と比較・検討していく。

4. 研究成果

(1) 2010 年に保守党が政権に復帰し、またテロリストの国外追放、刑務所囚人の投票権などを巡り、イギリス政府とヨーロッパ人権裁判所との対立が深まる中で、ヨーロッパ人権条約からの離脱、1998 年人権法に替わる権利章典の制定への動きが出てくるなど、イギリス国内での「人権保障」状況は動揺している。こうした中で、「生命に対する権利」に関する議論も、国内裁判所・ヨーロッパ人権裁判所の判決が出ているにも関わらず、今ひとつ活発化していないという現状がある。

(2) イギリス国内裁判所が最初に直面した問題が、ヨーロッパ人権条約およびそれを国内法化した 1998 年人権法の適用範囲 (Jurisdiction) に関するものである。ヨーロッパ人権条約は第 1 条で、「締約国は、その管轄内にあるすべての者に対し、・・・権利及び自由を保障する」と規定している。ヨーロッパ人権条約の締約国ではないイラクにおいて生じた事件に関し、イラク市民はヨーロッパ人権条約の人権保障を、請求できるのか、という問題である。この問題に対して、高等法院 (2004 年 12 月判決)、控訴院 (2005 年 12 月判決)、貴族院 2007 年 6 月判決) とも、イギリス軍キャンプ内の施設でイギリス兵に虐殺されたイラク市民は「その管轄内にある者」とし、キャンプ外の道路、市街等でイギリス兵に殺害されたイラク市民はそれに含まれないと判断した。

この区分けを論じる前提として、イギリス国内裁判所は、ヨーロッパ人権条約の管轄権の性質及びその範囲とを検討した。この検討において、ヨーロッパ人権条約が本質的に領域に基づくものであり、かつその領域原則にはいくつかの例外があることを認定し、争点をその例外の広さに絞り込んだ。原告側が、人的管轄権 (personal jurisdiction) と当該地域の実効的支配 (effective control of an area) の 2 つの例外を主張したのに対し、被告側が当該地域の実効的支配を例外として認めず、人的管轄権に関しても、大使館、領事館、船舶、航空機などの国際法上認められているものへの限定を主張する中で、この争点を解決すべく、管轄権に関するこれまでのヨーロッパ人権条約の諸判決の分析・検討をおこなった。特に、高等法院は、1965 年の X v Federal Republic of Germany 事件判決から 2004 年の Issa v Turkey 事件判決までの 22 件の判決を抽出し、検討を加えた上で、原告の主張を退けた。

イギリス国内裁判所が、ヨーロッパ人権裁判所の一連の判決を検討する中で、最も対応に苦慮したのが、ヨーロッパ人権裁判所の判決自体の「揺れ」である。2007 年の貴族院判決の中で、Rodger 卿は「ヨーロッパ人権裁判

所の判決及び決定はバラバラである (not speak with one voice)」と述べている。ヨーロッパ人権裁判所は、その条約の普遍化のためその適用範囲を徐々に拡大していたが、2001年に下された Bankovic v Belgium 事件判決は、その動向に大きな限界を画するものとなった。イギリス国内裁判所の判決は、Bankovic 事件判決と従来のヨーロッパ人権裁判所の判決との、さらには 2004 年の Issa 事件判決との整合性に苦慮しながらも、この Bankovic 事件判決に沿って下されている。

(3) これに対し、ヨーロッパ人権裁判所は、2011年に原告の訴えを認める判決を下した。その判決理由において、領域原則の例外として、当該地域の実効的支配 (effective control of an area) に加えて、国家機関の権限 (State agent authority) を示した。キャンプ外の道路、市街等でイギリス兵に殺害されたイラク市民も、当時の占領状態からして、イギリス軍の占領権限下にあったと判断し、ヨーロッパ人権条約及び 1998 年人権法の適用を認めた。

(4) 以上の条約の適用範囲の問題に続き、「生命に対する権利」の手続的保障である「公的調査」の内実に関して、検屍官審問 (coroner's inquest) で足りるとする国防省と、それでは不十分とする原告とが対立したが、イギリス軍キャンプ内の施設でイギリス兵に虐殺されたイラク市民については、イギリス国内裁判所での審理中に、国防省が別個の「公的調査」を約束し、国防省が省外の専門家に調査を依頼して作成された The Aitken Report (An Investigation into Cases of Deliberate Abuse and Unlawful Killing in Iraq in 2003 and 2004) が 2008 年 1 月に発刊された。さらに、2005 年調査法 (the Inquiries Act) に基づいて、2008 年 12 月から Baha Mousa Public Inquiry が元控訴院裁判官を委員長として開始され、2011 年 9 月に報告書が刊行された。特に、後者の報告書では、イギリス陸軍の組織的な虐待行為が指摘されている。

また、キャンプ外の道路、市街等でイギリス兵に殺害されたイラク市民については、2011 年のヨーロッパ人権裁判所判決を受けて、対応が検討されている。

(5) イラク占領に関わる「公的調査」には、もう一つの動きがある。Al-Sweady Public Inquiry である。これも 2005 年調査法 (the Inquiries Act) に基づくものであり、イギリス兵による他のイラク市民虐殺を調べるものであり、2009 年から始まっている。

2013 年 3 月、研究代表者・大田はロンドン市内で開催されていたこの調査会を傍聴し

た。裁判所内と同様に、正面に元高等法院裁判官の委員長が、その左右に 5 人の他の委員が座り、向かって左手にイラク市民の弁護団が、右手に国防省の弁護団が席を占め、虐殺の事実に関して提出されている証拠の信憑性を巡って、それぞれの主張が述べられていた。

(6) こうした「公的調査」に関して、その意義を高く評価する意見もあるが、その高額な経費 (例えば、Al-Sweady Public Inquiry は現在も進行中であるが、2013 年 5 月末までで約 27 億円かかっている) への疑問、裁判所と同様の審理形式が当事者を対立に導き、真相の解明とこれからの対応策の構築に必ずしもつながっていないとの批判もある。研究代表者・大田が意見交換をおこなった Warwick 大学ロースクールの Williams 教授は、こうした裁判所形式の「公的調査」ではなく、関係者が共同して真相を解明できる非司法的な「公的調査」のあり方を研究していると述べた。イギリス的な、柔軟な対応の 1 つとして評価できる。

(7) 上記の Williams 教授は、A Very British Killing-The Death of Baha Mousa- という本を 2012 年に発刊している。この本は、イラク市民の Baha Mousa がイギリス軍キャンプ内の施設でイギリス兵に虐殺された経緯、この事件への現地イギリス軍の対応、及び国防省の対応、さらにこの事件に関わる軍法会議の様子などを詳細に記述したものであり、学術書というよりルポルタージュに近いものである。研究代表者・大田が 2006 年 11 月にその軍法会議を 2 日間傍聴し、帰国後いろいろと調べてはみたが判決文が公表されなかったこともあり、今ひとつその軍法会議の全体像を把握することができなかった。しかし、この本を読み、かつ筆者と意見交換する中で、占領地での市民殺害における軍法会議の役割の限界を確認することができた。軍隊内の規律維持を最大の目的とする軍法会議において、Baha Mousa Public Inquiry が指摘しているような組織的な犯罪行為を徹底的に究明することは極めて難しい、と。

Williams 教授は、平時・戦時における想定内の軍事活動においては、軍法会議はその規律維持の役目を十分に果たすものではあるが、特にイラク占領のように、ほとんど事前準備ができていない状態での違反・不法行為には有効に対応できないと述べた。この指摘は妥当である。

(8) イラク戦争・占領に際し、その過酷な環境のために病死したイギリス兵の遺族が起こした訴訟に類似したものに、武器・装備の不備のために死亡したイギリス兵の遺族が

訴訟を起こしている。ス国内裁判所は、国防省による戦闘行動免責 (combat immunity) の主張を斥け、「生命に対する権利」侵害の有無を検討する姿勢を見せている。2011年のヨーロッパ人権裁判所の判決が影響していると考えられる。今後の展開が注目される。

5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

[雑誌論文] (計1件)

① 大田肇、国外での武力紛争における「生命に対する権利」に関するイギリス裁判所の判決 その1、津山工業高等専門学校紀要、査読有、52号、2012年、15-30

6. 研究組織

(1) 研究代表者

大田 肇 (OTA HAJIME)

津山工業高等専門学校・一般科目・教授

研究者番号：30203798